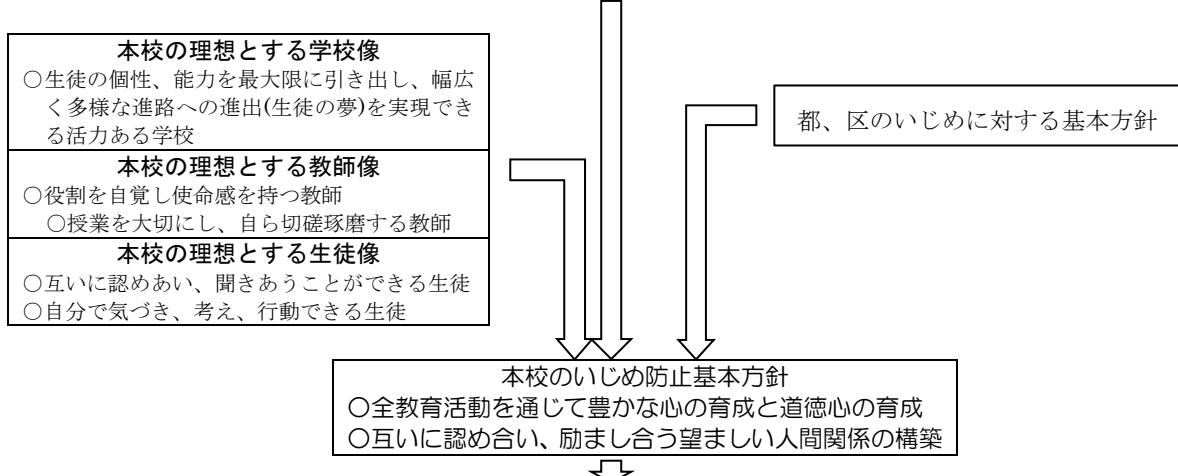


令和7年度 東葛西中学校 いじめ防止基本方針について

いじめ防止対策推進法より

いじめの定義	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
対策の基本理念	学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする
いじめの禁止	児童等は、いじめを行ってはならない



本校のいじめ防止対策：全教職員が共通理解のもと、組織、チームとして一丸となって取り組む。

未然防止

a いじめ防止対策委員会の設置（早期発見・共通理解）

管理職、生活指導主任、各分掌主任、養護教諭、学年担当、SCをメンバーとした委員会を設置する。
定期的な会議のほか、外部専門家の指導・助言のもと活動（報告、対策の検討実施、アンケートの作成・実施・分析）を行う。
学校サポートチーム（いじめ防止対策委員会に外部関係機関（スクールソーシャルワーカー・児童相談所・警察等）を加えた組織）を設置し、学校は外部関係機関と連携し組織的対応を行う。

b 教育相談体制の整備（早期発見・相談体制整備）

担任、副担任、SC、コーディネーター等全教員が生徒の見守り、教育相談にかかわる。
計画的なアンケート、教育相談週間を設置、実施し生徒の状況把握に努める。

c 道徳教育の充実（心の教育）

実施時間数の確保、体験活動の充実、指導方法の改善などを図り、道徳教育の充実を図る。
全教科で互いを認め、励まし合う授業展開する。

d 生徒が中心となる活動の推進（生徒の啓蒙）

生徒会、委員会が中心となってキャンペーン等を実施する。

e 保護者、地域社会との連携（保護者、地域社会への啓蒙と理解）

保護者会、学校だより等で取り組みの紹介・説明の実施により、理解と啓蒙を図る。

f 学校評価の活用

広く学校評価を行う。結果の分析を行い、取り組みの見直し、指導の改善に活用する。

いじめ発生時

a 被害生徒への対応(寄り添い支える指導)

- ・対策委員会の設置、聞き取りの実施による対応により、重大事態に発展しないように対処する。
- ・人権に配慮しながら事実確認を行い、親身に寄り添いながら指導とサポートを行う。
- ・保護者への事実説明とともに今後再発しない体制づくりの説明を行う。
- ・メンタル面でのケアを実施し、心の支えを作る。
- ・欠席などの緊急回避を行った場合、学習補償を行う。
- ・教育委員会と綿密な連絡・報告を行うとともに、必要に応じて関係機関(警察等)と連携し指導を行う。

b 加害生徒への対応(人格の成長を促す指導)

- ・いじめは許さないという姿勢で指導を実施するとともに、再発させない環境づくりを行う。
- ・事実確認のうちに心の育成を図り、立ち直りのサポートを実施する。
- ・家庭との連絡を欠かさず行い、協力体制を取り、今後の指導に生かす。

c 学校としての取り組み(発生後の対応)

- ・事実を真摯に受け、指導の見直し、環境の改善を行う。
- ・解決したと思われる場合でも継続的な指導、調査を行う。
- ・地域、家庭への協力を要請し、いじめのない学校づくりを行う。

d ネット上のいじめに対する対応

- ・ただちに削除を要請し、対象生徒に対して指導を開始する。

重大事態発生時

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、または児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（生徒が自殺を図った場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）は重大事態と認定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照し、以下の措置を取る。

- ・教育委員会へ速やかに報告する。
- ・弁護士、精神科医、学識経験者等専門的知識を有する者、第三者を含む調査委員会を設置し調査を行う。
- ・全校生徒、保護者に対しアンケート（調査）を実施し、調査委員会に提出する。
- ・被害生徒、保護者に対して個人情報に注意しながら情報を提供する。